

生 活 保 護 法

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律

介 護 扶 助 の 手 引

令和2年4月

旭川市福祉保険部

目 次

第 1	介護扶助の基本的事項 -----	1
1	介護保険法と生活保護法の関係	
2	介護保険第 2 号被保険者の留意事項	
3	生活保護 10 割給付者	
4	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び 特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付について	
第 2	介護扶助の申請から介護報酬の支払まで -----	3
1	介護保険被保険者の事務の流れ	
2	生活保護 10 割給付者の事務の流れ	
3	ケアプラン（サービス利用表及び別表）について	
第 3	生活保護法介護券 -----	5
1	介護券の発行事務の流れ	
2	介護券の取扱い	
3	介護券からレセプトへの転記	
4	本人支払額	
第 4	介護一時扶助 -----	7
1	福祉用具購入費，住宅改修費	
2	移送費	
第 5	介護機関の指定等 -----	9
1	指定介護機関制度	
2	介護機関の指定申請手続	
3	特別養護老人ホームの指定	
4	基準該当事業所の指定	
5	特定施設入所者生活介護，認知症対応型共同生活介護の指定	
6	指定介護機関の届出事項	

第6	指定介護機関に対する指導及び検査	11
1	指導	
2	検査	
3	検査後の措置	
第7	指定介護機関へのお願い	12
1	生活保護10割給付者における障害者施策との適用関係	
2	介護扶助に優先する公費負担医療等	
3	ケアプラン作成時の指定介護機関の確認	
4	介護施設入所者の減額申請（介護保険標準負担額認定申請）	
5	居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書	
6	介護の方針及び介護の報酬	

資料

1	関係法令条文	15
(1)	生活保護法（抄）	
(2)	生活保護法施行令（抄）	
(3)	生活保護法施行規則（抄）	
(4)	指定介護機関介護担当規程	
(5)	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬	

※各種様式等は、旭川市公式ホームページからダウンロードできます。

【ホーム > くらし > 健康・福祉・衛生・ペット > 生活の支援 > 生活保護 > 生活保護制度・生活困窮者向けの施策について > 各種様式等（介護）】

●この「手引」に記載のある担当部署の名称及び電話番号

「手引」上の表記	担当部署の正式な名称	電話番号（直通）
旭川市（生活支援課）	旭川市福祉保険部生活支援課 （医療介護係）	(0166) 25-9121
旭川市（保護第1・2・3課）	旭川市福祉保険部保護第1課 （保護第1係～保護第5係）	(0166) 25-6469
	旭川市福祉保険部保護第2課 （保護第6係～保護第10係）	(0166) 25-6478
	旭川市福祉保険部保護第3課 （保護第11係～保護第16係）	(0166) 25-6057
旭川市（介護保険課）	旭川市福祉保険部介護保険課 （管理給付係）	(0166) 25-6485

第1 介護扶助の基本的事項

1 介護保険法と生活保護法等の関係

介護保険法の第1号被保険者の資格は、生活保護の受給により喪失することではなく介護保険法が生活保護法より優先されます。

介護保険被保険者かつ生活保護受給者の介護報酬は、介護保険で9割が保険給付され、本人が自己負担すべき1割は生活保護により介護扶助として公費負担されます。

介護報酬は、指定介護機関から国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」と表記する。）へレセプト請求することにより、請求内容の審査後、国保連から指定介護機関へ給付されます。（介護保険給付分と生活保護公費負担分は、国保連で審査され、国保連から旭川市介護保険課と生活支援課にそれぞれ請求されます。）

2 介護保険第2号被保険者の留意事項

介護保険第2号被保険者は、医療保険に加入していることが資格要件となります。

医療保険が社会保険の場合、社会保険が生活保護より優先するため、生活保護を受給しても、介護保険は引き続き第2号被保険者の資格が継続されます。

また、医療保険が国民健康保険の場合は、生活保護が国民健康保険より優先するため、医療保険の資格を喪失し、同時に介護保険第2号被保険者の資格も喪失します。

第2号被保険者の資格を喪失した生活保護受給者が要介護・要支援状態である場合、生活保護10割給付者（介護保険被保険者以外の介護扶助受給者）として介護サービスを受けることとなります。

3 生活保護10割給付者

介護保険第2号被保険者と同じ基準（支給限度額）で介護サービスを受けることができますが、被保険者ではないため生活保護で全額介護扶助として公費負担されます。

生活保護10割給付者の被保険者番号は「H601」で始まる10桁の番号が符番されますので、レセプトにこの番号を転記し、生活保護の公費10割で国保連に介護報酬を請求してください。

生活保護10割給付者が65歳に到達した場合は、介護保険第1号被保険者になり、保護受給中に社会保険に加入した場合は、介護保険第2号被保険者になります。

また、65歳未満で生活保護が停止・廃止になり国民健康保険に加入した場合も介護保険第2号被保険者になります。

4 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付について

(1) 概要

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付は、今次の大戦に起因して生じた混乱等により、本邦に引き上げることができず、引き続き本邦以外の地域に居住することを余儀なくされた中国残留邦人等のおかれた特別の事情に鑑み、平成20年4月1日から実施された新たな制度です。

中国残留邦人等が老齢基礎年金を満額受給してもなお生活の安定が十分に図れない場合に、中国残留邦人等及び配偶者に支給されるものであり、その内容は、中国残留邦人等支援法第14条第4項により、同法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定によることとされています。

(2) 支援給付の種類

生活、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の7種類で、内容等は生活保護に準じたものとなっています。

(3) 指定介護機関

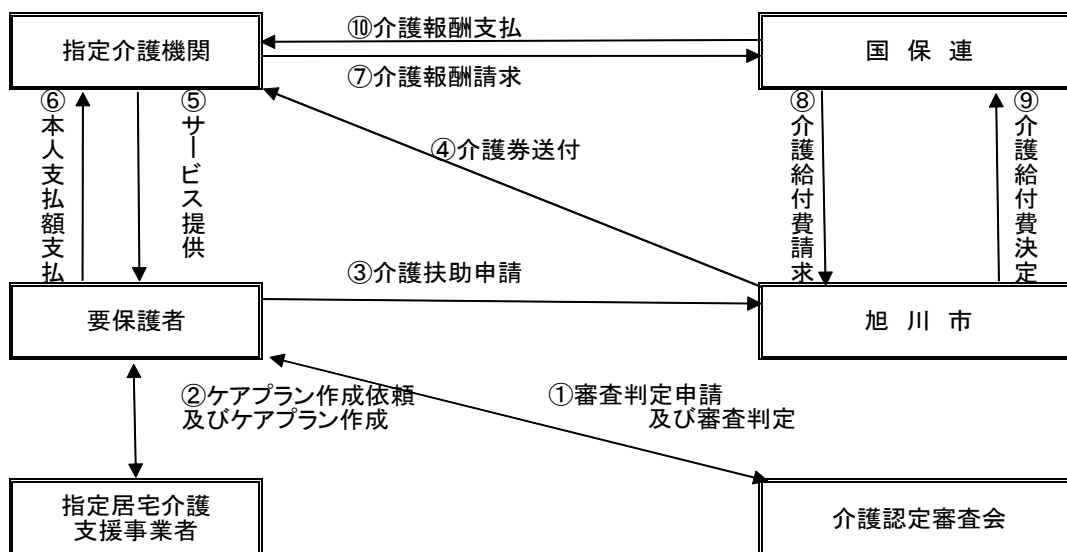
中国残留邦人等に対し、介護保険サービスを提供するに当たっては、中国残留邦人等支援法による指定を受ける必要がありますが、同法による指定については生活保護法による指定を兼ねるものとされているため、別途申請を行う必要はありません。

第2 介護扶助の申請から介護報酬の支払まで

要保護者が介護扶助を受けようとするときは、旭川市（保護第1・2・3課）に対して申請が必要になります。

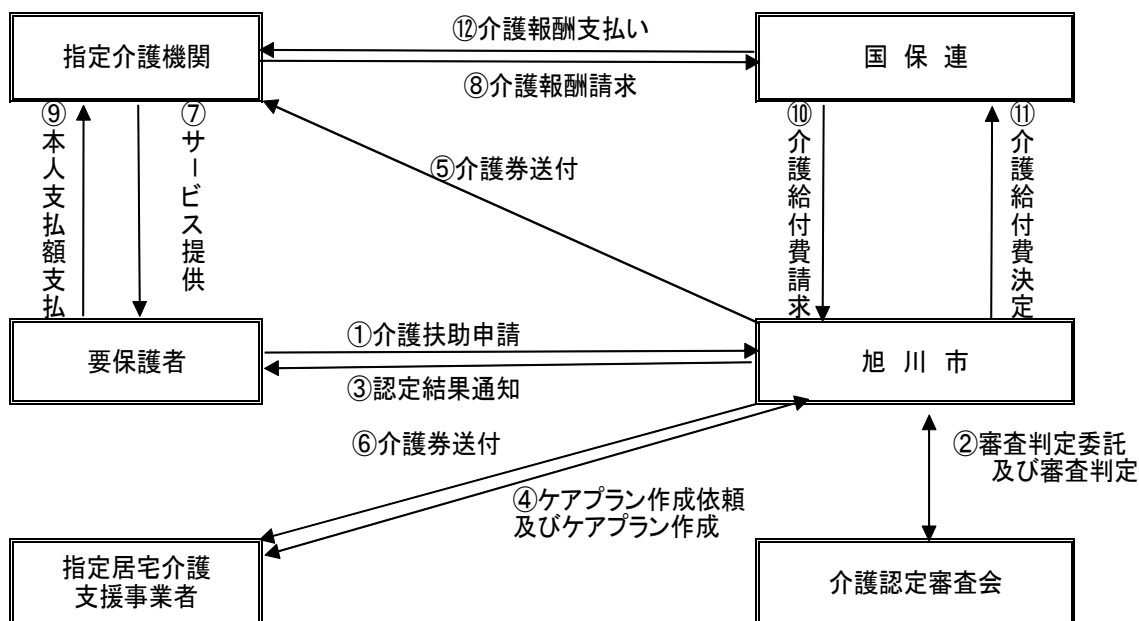
申請、決定及び介護給付費の給付に関する事務の流れは、次のとおりです。

1 介護保険被保険者の事務の流れ



- ①② 介護扶助の申請前に介護認定を受け、ケアプランを作成する。
- ③ ケアプラン、被保険者証(写)を添付し介護扶助の申請をする。
- ④ 介護扶助の決定後、介護券を送付する。
- ⑤ 介護券の内容を確認後、介護サービスを提供する。
(※ 介護券はサービス月の前月に発行するのが基本ですが、介護扶助の開始時・認定有効期間の更新時等の場合は、介護券の発行が介護報酬の請求直前になる場合があります。)
- ⑥⑦ 介護券の記載内容を転記し、提供したサービスの介護報酬を請求する。
(※ 介護券に本人支払額が記載されている場合、その金額を本人から支払ってもらい、本人支払額を差し引いた残りの額を公費負担分として請求してください。
なお、本人支払額は、生活保護制度により発生するもので、通常本人が支払う1割分の本人負担額とは異なります。)
- ⑧ 審査後、介護給付費（生活保護公費負担分）を請求する。
- ⑨ 介護給付費を決定し支払う。
- ⑩ 介護報酬を支払う。

2 生活保護10割給付者の事務の流れ



- ① 介護認定を受ける前に、介護扶助の申請をする。
 - ② 旭川市（保護第1・2・3課）を通じて介護認定を受ける。
 - ③ 認定結果を通知する。
 - ④ 旭川市（保護第1・2・3課）の地区担当員と相談のうえ、ケアプランを作成する。
 - ⑤ 介護扶助の決定後、介護券を送付する。
 - ⑥ 生活保護10割給付者は、ケアプラン作成費用も公費負担になるため、指定居宅介護支援事業者にも介護券を送付する。
（※ ケアプラン作成費用は、介護サービス費と同様に国保連に請求します。）
 - ⑦ 介護券の内容を確認後、介護サービスを提供する。
（※ 介護券はサービス月の前月に発行するのが基本ですが、介護扶助の開始時・認定有効期間の更新時等の場合は、介護券の発行が介護報酬の請求直前になる場合があります。）
 - ⑧⑨ 介護券の記載内容を転記し、提供したサービスの介護報酬を請求する。
（※ 介護券に本人支払額が記載されている場合、その金額を本人から支払ってもらい、本人支払額を差し引いた残りの額を公費負担分として請求してください。
なお、本人支払額は生活保護制度により発生するもので、通常本人が支払う1割分の本人負担額とは異なります。）
 - ⑩ 審査後、介護給付費（生活保護公費負担分）を請求する。
 - ⑪ 介護給付費を決定し支払う。
 - ⑫ 介護報酬を支払う。
- ※ 施設介護の場合

ケアプランがないため、旭川市（保護第1・2・3課）の地区担当員との連携をお願いいたします。その他の事務の流れは居宅介護と同じになります。

3 ケアプラン（サービス利用表及び別表）について

被保険者の場合、ケアプランは本人から旭川市（保護第1・2・3課）へ提出することが基本ですが、旭川市（保護第1・2・3課）の地区担当員から指定居宅介護支援事業者に提出をお願いすることがあります。

また、生活保護10割給付者の場合は、指定居宅介護支援事業者が旭川市（保護第1・2・3課）へ提出してください。

介護扶助の認定及び決定上、次の場合にはケアプランが必要になりますので、旭川市（保護第1・2・3課）地区担当員と連携のうえ、提出について御協力をお願いします。

- (1) 居宅介護サービス事業者等に変更・追加等があったとき
- (2) 要介護認定等の更新又は区分変更後、初めてケアプランを作成したとき
- (3) 介護扶助に本人支払額があるとき（本人支払額があるうちは毎月）

第3 生活保護法介護券

1 介護券の発行事務の流れ

- ① 旭川市（保護第1・2・3課）地区担当員にケアプランが提出される。
- ② 旭川市（保護第1・2・3課）地区担当員が介護扶助の決定を行う。
- ③ 旭川市（保護第1・2・3課）地区担当員が生活保護システムに介護券発行のための入力を行う。
- ④ 旭川市（生活支援課）が介護券を発行し送付する。

- I 介護券はサービス提供の前月末にサービス提供月分が定例発行されます。（定例発行日程は毎年度、全指定介護機関に送付いたします。）
 - II この際、未発行の介護券（入力済のもの）があれば、サービス提供月に関係なく全て発行されます。
 - III 未着の介護券がある場合は請求にしたいがい、随時発行します。（未着の介護券の請求があった場合、上記②～④の手順で介護券を発行します。）

2 介護券の取扱い

- (1) 介護券は介護報酬の請求後、旭川市（生活支援課）における審査が終了するまでの間（概ね4か月間）指定介護機関において保管してください。
- (2) 保管を要しなくなった介護券は、被保護者のプライバシー保護に留意し、指定介護機関の責任において適切な処分をお願いいたします。
- (3) 送付された介護券の中に「不要」のものがあった場合、不要券を返送するか、または旭川市（保護第1・2・3課）地区担当員に連絡をお願いいたします。

3 介護券からレセプトへの転記

介護報酬を国保連に請求する際、介護券に記載されている「公費負担者番号」「受給者番号」「被保険者番号」等を正確に転記してください。

【受給者番号について】

受給者番号は、厚労省通知（平成28年3月31日社援保発0331第15号）により被保護者ごとに番号を固定化することとされていますが、旭川市では生活保護システムの都合上、半固定制の符番方式をとっています。

旭川市（保護第1・2・3課）の地区担当員に変更があった場合は受給者番号が変わりますので、当該地区担当員の担当区の変更がある毎年4月には、受給者番号が大幅に変更となるほか、被保護者の転居等により変更になる場合があります。

受給者番号は、厚労省通知等で示されている介護給付費の審査等に必要になりますので、介護券を確認し正確に転記して介護報酬を請求されるようお願いいたします。

4 本人支払額

介護扶助受給者の年金等の収入額によっては、公費負担する介護サービス費等の一部を本人から直接支払ってもらう場合があります。介護券に本人支払額として金額が記載されます。

その場合、記載された金額を本人から支払ってもらい、本人支払額を差し引いた額を公費負担分として国保連に請求してください。

①	②	③
保険給付分（9割）	公費負担分（1割）	
介護報酬請求額（全額）		

通常1割分（②+③）を生活保護の公費負担分として、国保連に請求します。

③の部分が本人支払額として介護券に記載されている場合は、③の部分は本人から直接支払ってもらい、①の保険給付分と合わせて②の部分を国保連に請求します。

- I 居宅介護の本人支払額は、高額介護サービス費により15,000円が上限となります。
- II 施設介護の本人支払額は、高額介護サービス費による15,000円に、減額措置後の食費負担額300円に入所日数を乗じた額を加えた額が上限となります。

【例】 施設入所30日間の場合

$$15,000円 + 300円 \times 30日 = 24,000円$$

第4 介護一時扶助

介護扶助には、居宅介護（介護保険法第8条第1項から第8条第13項までの介護）、施設介護（介護保険法第8条第26項から第8条第27項までの介護）に係る扶助のほか、次のような一時的な扶助（以下「介護一時扶助」という。）があります。

介護一時扶助に係る費用は、生活保護法上の現物給付という方法により、旭川市（生活支援課）から指定介護機関に直接支払われます。

1 福祉用具購入費、住宅改修費

(1) 福祉用具購入、住宅改修の手順

- ① 介護保険基準内であることを条件として、販売または施行する事業者（以下「販売等事業者」という。）は利用者本人に見積書を発行する。
- ② 利用者本人は見積書を添付し、旭川市（保護第1・2・3課）地区担当員に介護一時扶助の申請をする。
- ③ 申請が認められ、福祉用具購入または住宅改修を行った後、販売等事業者は旭川市（保護第1・2・3課）の地区担当員に請求を行う。
- ④ 旭川市（保護第1・2・3課）地区担当員の決定処理後、旭川市（生活支援課）から、福祉用具購入または住宅改修にかかった費用の全額が、販売等事業者を支払われる。
- ⑤ 支払が完了した後、販売等事業者は利用者本人に、利用者宛の領収書を発行する。（その後利用者が旭川市（介護保険課）に対し保険給付分9割の償還請求をするために必要になります。）

※1 上記①～⑤の手続を販売等事業者が代行して行うことも可能です。

なお、その際は利用者本人・販売等事業者・旭川市（保護第1・2・3課）地区担当員の連携が必要となります。

※2 介護保険の保険給付による9割の償還を受けるため、上記①～⑤以外に介護保険法上の必要書類等を旭川市（介護保険課）に事前に申請する必要があります。

※3 生活保護10割給付者が福祉用具購入または住宅改修する場合は、上記⑤は必要ありません。

※4 生活保護10割給付者が障害福祉サービスである補装具の支給又は日常生活用具の給付（住宅改修費含む）を受けられる場合は、障害福祉サービスが優先します。

(2) 福祉用具購入、住宅改修の基準

① 福祉用具購入

- I 支給限度額 10万円（1年度につき）
- II 同一種目の福祉用具購入は1年度に1回限り

② 住宅改修

- I 支給限度額 20万円（同一住宅につき）
- II 要介護度3段階以上の悪化により再支給あり

2 移送費

介護保険の保険給付外となる次の移送費について、必要最小限度の実費を介護一時扶助として支給します。

- (1) 訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，通所介護，通所リハビリテーション，福祉用具貸与の利用に伴う交通費，送迎費（介護予防がある場合にはそのサービスを含み，要介護被保護者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域外にあり，近隣に適切な事業所がない等，真にやむを得ないと認められる場合に限る。）
- (2) 短期入所生活介護，短期入所療養介護（介護予防を含む）の利用に伴う送迎費
- (3) 居宅療養管理指導のための交通費
- (4) 介護施設への入所，退所に伴う移送のための交通費

※ 訪問介護の介護報酬に含まれない通院介助に伴うヘルパーの交通費については，医療扶助による移送費として支給されます。

第5 介護機関の指定等

1 指定介護機関制度

生活保護法による介護扶助は、旭川市長が要保護者の介護を、指定された介護機関に委託して給付する方式を取っています。

介護扶助による介護を委託する介護機関は、その開設者又は本人の申請に基づき知事（政令指定都市、中核市は市長）が指定することとされており、この介護機関を指定介護機関といいます。

2 介護機関の指定申請手続

生活保護法の一部を改正する法律（平成25年法律第104号。以下「改正法」という。）により、平成26年7月1日以降に新たに介護保険法の指定を受けたサービスは、生活保護法等による指定を受けたものとみなされることになりました。（みなし指定）

これまで、生活保護を受給している方に対して介護保険の介護サービスを提供するためには、生活保護法指定介護機関の申請を行う必要がありましたが、平成26年7月1日以降に、新たに介護保険法の指定を受けるサービス（介護保険法におけるみなし指定も含む）については、すでに指定がされているものとし、別途申請を行う必要がなくなりました。ただし、「別段の申出」※をすることにより、指定を受けないことができます。

なお、平成26年6月30日までに介護保険法の指定を受けたサービス（介護保険法におけるみなし指定も含む）については、従前のおり生活保護の指定介護機関の申請が必要です。（みなし指定とはなりません。）ただし、すでに生活保護の指定介護機関の指定を受けている場合は、その指定は継続されます。

※ 生活保護の指定介護機関としての指定を受けないために行う「別段の申出」は、介護保険の新規指定申請時に、旭川市（生活支援課）に別途提出願います。（申出書は、介護保険の新規指定申請時に生活支援課にお申し出下さればお渡しします。）

ただし、生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受給している方に対していかなる介護サービスの提供も行うことはできなくなりますので、十分ご注意ください。

3 特別養護老人ホームの指定

特別養護老人ホーム（老人福祉法第20条の5）は、介護保険法第48条第1項第1号により指定されたときに、生活保護法上の指定介護老人福祉施設として指定されたものとみなされます。

4 基準該当事業者の指定

基準該当居宅サービス事業者または基準該当居宅介護支援事業者は、生活保護法指定介護機関の指定対象とはなりません。

ただし、当該地域において指定介護機関を利用することが困難な場合など、やむを得ないと認められる場合は、要介護被保護者が利用できることになっています。

この場合、指定介護機関ではないため、介護報酬（公費負担分）を国保連に請求することができません。

介護報酬（公費負担分）は旭川市（生活支援課）から指定介護機関に直接支払われます。

5 特定施設入居者生活介護，認知症対応型共同生活介護等の指定

特定施設入居者生活介護，認知症対応型共同生活介護，地域密着型特定施設入居者生活介護，介護予防特定施設入居者介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額であることが、生活保護法指定介護機関の指定基準となります。

6 指定介護機関の届出事項

指定を受けた介護機関に次のような事由が生じた場合には、それぞれの所定の用紙により、旭川市（生活支援課）に届出が必要になります。その際、指定年月日により、次のとおり取扱いが異なりますので御留意願います。

《平成26年6月30日以前に指定を受けた介護機関》

届出を要する事項	所定の用紙
① 譲渡・法人化・法人変更等により開設者が変更になる場合 （代表者のみ変更の場合は届出不要です。）	廃止届
② 所在地変更の場合で、保険医療コードに連動して介護事業所番号が変更になる場合	
③ 開設者の死亡・失踪・業務中止により廃止になる場合	
① 名称・所在地・住居表示が変更された場合	変更届
② 管理者を変更（介護保険法第102条により）した場合	
① 天災、職員の死亡・辞職等により正常に介護を担当できなくなったが、開設者に復旧の意思と能力がある場合	休止届
② 開設者の意思により業務を休止する場合	
① 休止した指定介護機関を再開する場合	再開届
① 他法による処分を受けた場合	処分届
① 指定を辞退する場合（30日以上予告期間が必要です。）	指定辞退届

《平成26年7月1日以降にみなし指定を受けた介護機関》

届出を要する事項	所定の用紙
① 名称・所在地・住居表示が変更された場合 ② 管理者を変更（介護保険法第102条により）した場合	変更届
① 天災、職員の死亡・辞職等により正常に介護を担当できなくなったが、開設者に復旧の意思と能力がある場合 ② 開設者の意思により業務を休止する場合	休止届
① 休止した指定介護機関を再開する場合	再開届
① 他法による処分を受けた場合	処分届
① 指定を辞退する場合（30日以上予告期間が必要です。）	指定辞退届

第6 指定介護機関に対する指導及び検査

1 指導

生活保護制度では、全ての指定介護機関に対し、被保護者の処遇向上と自立助長に資するため、生活保護法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とし、指導を行うことが定められています。

このことから、旭川市生活保護法による指定介護機関に対する指導及び検査実施要領（平成26年4月1日施行）を定め、次のとおり行うこととしています。

(1) 一般指導

生活保護法並びにこれに基づく命令、告示、通知に定める事項について、講習会、懇談、広報、文書等の方法により周知徹底を図るものです。

(2) 個別指導

被保護者の処遇が効果的に行われるよう旭川市（生活支援課及び保護第1・2・3課）と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧することにより行います。

2 検査

(1) 目的

被保護者に係る介護サービスの内容及び介護報酬請求の適否を調査し、介護扶助の適正な実施を図るため、検査を実施します。

(2) 対象

- ① 個別指導により検査が必要であると認められる指定介護機関
- ② 個別指導を受けることを拒否する指定介護機関
- ③ 介護サービス・介護報酬請求に不正があると認められる指定介護機関

(3) 内容・方法

介護給付費公費受給者別一覧と介護記録、その他の帳簿書類等の照合など、実地により行います。また必要に応じて要保護者等についての調査を合わせて行います。

3 検査後の措置

(1) 行政上の措置

介護サービス内容及び介護報酬請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消、戒告、注意があります。

(2) 経済上の措置

不正又は不当に請求された介護報酬額を翌月以降に国保連から支払われる介護報酬から控除する返還金控除及び直接返還の措置があります。

第7 指定介護機関へのお願い

1 生活保護10割給付者における障害者施策との適用関係

介護保険被保険者である介護扶助受給者は、介護保険法及び介護扶助が障害者施策より優先しますが、生活保護10割給付者の場合は、障害者施策が介護扶助より優先します。

生活保護10割給付者は、障害者施策の活用を最大限図ったうえで、なお不足する分についてのみ介護扶助を適用することが原則となります。

生活保護10割給付者が介護扶助を受ける場合、必要とするサービスの種類等を含め障害者施策との適用関係を考えたうえで決定しなければなりません。

また、要介護度に応じた支給限度額の上限管理等が必要になる場合もあります。

障害者施策が適用される介護扶助の受給者及び申請者については、旭川市（保護第1・2・3課）地区担当員との連携をお願いいたします。

2 介護扶助に優先する公費負担医療等

生活保護の他法優先の原則に基づき、活用すべき他法他施策がある場合は、介護扶助に優先して活用します。旭川市（生活支援課及び保護第1・2・3課）から手続等について依頼があったとき、あるいは介護扶助受給者が他法他施策に該当する場合は、御協力をお願いします。

公費負担医療等	対象サービス	負担割合
障害者総合支援法 （精神通院医療）	訪問看護，介護予防訪問看護	100%
障害者総合支援法 （更生医療）	訪問看護，医療機関による訪問リハビリテーション，医療機関による通所リハビリテーション，介護予防訪問看護，医療機関による介護予防訪問リハビリテーション，医療機関による介護予防通所リハビリテーション，介護療養施設サービス（食費及び居住費を除く。）及び介護医療院サービス（食費及び居住費を除く。）	100%
原爆被爆者援護法 （一般疾病医療費の給付）	訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所リハビリテーション，短期入所療養介護（食費及び居住費を除く。），介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防居宅療養管理指導，介護予防通所リハビリテーション，介護予防短期入所療養介護（食費及び居住費を除く。），介護保健施設サービス（食費及び居住費を除く。），介護療養施設サービス（食費及び居住費を除く。）及び介護医療院サービス（食費及び居住費を除く。）	100%
被爆体験者精神影響等 調査研究事業	訪問看護，訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，通所リハビリテーション，短期入所療養介護（食費及び居住費を除く。），介護予防訪問看護，介護予防訪問リハビリテーション，介護予防通所リハビリテーション，介護予防居宅療養管理指導，介護予防短期入所療養介護（食費及び居住費を除く。），介護保健施設サービス（食費及び居住費を除く。），介護療養施設サービス（食費及び居住費を除く。）及び介護医療院サービス（食費及び居住費を除く。）	100%
難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療費助成）	訪問看護，介護予防訪問看護，医療機関及び介護医療院の訪問リハビリテーション，医療機関及び介護医療院の介護予防訪問リハビリテーション，居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導，介護療養施設サービス及び介護医療院サービス（食費及び居住費を除く。）	100%
原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業	訪問介護，第一号訪問事業（従前の介護予防訪問介護に相当する事業のみ）	100%
原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業	通所介護，第一号通所事業（従前の介護予防通所介護に相当する事業のみ），短期入所生活介護（食費及び居住費を除く。），地域密着型通所介護，介護予防短期入所生活介護（食費及び居住費を除く。），介護老人福祉施設（食費及び居住費を除く。），地域密着型介護老人福祉施設（食費及び居住費を除く。），小規模多機能型居宅介護，介護予防小規模多機能型居宅介護，認知症対応型通所介護，介護予防認知症対応型通所介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，看護小規模多機能型居宅介護	100%

3 ケアプラン作成時の指定介護機関の確認

居宅介護支援事業者においてケアプランを作成する際、居宅サービス事業者も生活保護法指定介護機関であることの確認をお願いします。

平成26年6月30日までに介護保険法の指定を受けた生活保護法指定介護機関ではない居宅サービス事業者の場合、速やかに生活保護法の指定手続をしていただく必要があります。手続が遅延すると、国保連での介護報酬の審査・支払が遅延することになりますので御注意ください。

また、居宅サービス事業者に生活保護法による指定の意志がない場合、生活保護受給者が当該事業者において介護サービスを受けることはできません。

4 介護施設入所者の減額申請（介護保険負担限度額認定申請）

介護保険被保険者である生活保護受給者が介護施設に入所した場合、所定の申請に基づき、食事負担限度額は日額300円が適用になり、居住費については、0円（多床室の場合）になります。

申請は、本人又は家族が旭川市（介護保険課）に対し食費等減額のための申請をすることが原則ですが、代行申請も可能です。

生活保護の他法優先の原則から、入所者の必要な手続になりますので、旭川市（保護第1・2・3課）地区担当員と連携のうえ、入所後速やかに手続できるよう御協力をお願いします（生活保護10割給付者は介護保険の保険者ではなく制度に該当しないため手続の必要はありません。）。

5 居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書

介護保険被保険者である生活保護受給者が居宅サービスを受ける場合には、生活保護以外の被保険者と同様に、旭川市（介護保険課）に対し居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出が必要となります。

ただし、生活保護10割給付者については、旭川市（介護保険課及び保護第1・2・3課）への提出は必要ありません。（提出されたケアプランにより居宅介護サービス計画事業者を確認します。）

6 介護の方針及び介護の報酬

指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の例によることとされていますが、これによることができないとき又はこれによることを適当としないときの介護の方針及び介護の報酬は、「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」（平成12年4月19日厚生省令第214号）により定められています（【生活保護法等に係る参考資料】参照）。

資 料

1 関係法令条文

(1) 生活保護法（抄）

- ※ ①第×条～は、生活保護法第54条の2第4項及び生活保護法施行令第6条による介護扶助に関する読替えをした法文であり、読替字句はアンダーライン（単線）表記している。
- ※ ②第×条～は、生活保護法第54条の2第5項及び生活保護法施行令第6条の2による介護扶助に関する読替えをした法文であり、読替字句はアンダーライン（二重線）表記している。

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

（無差別平等）

第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。

（最低生活）

第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

（介護扶助）

第15条の2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することの出来ない居宅要支援被保険者等（同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）

二 福祉用具

三 住宅改修

四 施設介護

五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）

六 介護予防福祉用具

七 介護予防住宅改修

八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）

九 移送

2 前項第1号に規定する居宅介護とは、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第23項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第1項第1号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

- 4 第1項第4号に規定する施設介護とは、介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第27項に規定する介護福祉施設サービス及び同条第28項に規定する介護保健施設サービスをいう。
- 5 第1項第5号に規定する介護予防とは、介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。
- 6 第1項第5号及び第8号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるため入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第8条の2第16項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。
- 7 第1項第8号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、同号ロに規定する第1号通所事業及び同号ハに規定する第1号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

（報告、調査及び検診）

第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

- 2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当所要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。
- 3 第1項の規定によって立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止を行うことができる。

（介護扶助の方法）

第34条の2 介護扶助は、現物給付によって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができる。

- 2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護（第15条の2第2項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、福祉用具の給付、施設介護、介護予防（同条第5項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（同条第7項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第54条の2第1項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第15条の2第3項に規定する居宅介護支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において、「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者、その事業として同法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）をいう。以下同じ。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者をいう。以下同じ。）であつて、第54条の2第1項の規定により指定を受けたもの（同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。
- 3 前条第5項及び第6項の規定は、介護扶助について準用する。

（医療機関の指定）

第49条 厚生労働大臣は、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局について、都道府県知事は、その他の病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局について、この法律による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定する。

（指定の申請及び基準）

- ①第49条の2 厚生労働大臣による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、介護機関（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者を除く。以下この条において同じ。）の開設者の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
- 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
 - 二 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された介護機関の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となった事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 七 第5号に規定する期間内に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があった場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 八 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 九 当該申請に係る介護機関の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 厚生労働大臣は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る介護機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
- 一 被保護者の介護について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 二 前号のほか、介護扶助のための介護を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。
- 4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所（前条の政令で定めるものを含む。次項及び第3項において同じ。）」と、第2項第1号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。
- ②第49条の2 都道府県知事による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、介護機関（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者に限る。）の開設者の申請により行う。
- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
- 一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。
 - 二 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所又は薬局の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しの処分の理由となった事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
 - 五 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

働省で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

七 第5号に規定する期間内に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があった場合において、申請者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 都道府県知事は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る介護機関(法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者に限る。)が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。

一 被保護者の支援について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。

二 前号のほか、介護扶助のための支援を担当させる機関として著しく不適当と認められるものであるとき。

4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。この場合において、第1項中「診療所」とあるのは「診療所(前条の政令で定めるものを含む。次項及び第3項において同じ。)」と、第2項第1号中「又は保険薬局」とあるのは「若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設」と読み替えるものとする。

(指定医療機関の義務)

①第50条 第49条の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定介護機関」という。)は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければならない。

2 指定介護機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

②第50条 第49条の規定により指定を受けた医療機関(以下「指定介護機関」という。)は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の支援を担当しなければならない。

2 指定介護機関は、被保護者の医療について、都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

(変更の届出等)

①第50条の2 指定介護機関は、当該指定介護機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定介護機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

②第50条の2 指定介護機関は、当該指定介護機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定介護機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした都道府県知事に届け出なければならない。

(指定の辞退及び取消し)

①第51条 指定介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。)は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定介護機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した介護機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した介護機関については都道府県が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定介護機関が、第49条の2第2項第2号又は第3号又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定介護機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定介護機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定介護機関の介護の報酬の請求に関し不正があったとき。

五 指定介護機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定介護機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定介護機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定介護機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護機関が、被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定介護機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

②第51条 指定介護機関は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定介護機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、都道府県知事は、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第49条の2第2項第1号から第3号まで又は第9号のいずれかに該当するに至ったとき。

- 二 指定介護機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 三 指定介護機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。
- 四 指定介護機関の介護の報酬の請求に関し不正があったとき。
- 五 指定介護機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 指定介護機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 指定介護機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護機関が、被保護者の支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(診療方針及び診療報酬)

- ①第52条 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例による。
- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの介護の方針及び介護の報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。
- ②第52条 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例による。
- 2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないときの介護の方針及び介護の報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

- ①第53条 都道府県知事は、指定介護機関の介護サービスの内容及び介護の報酬の請求を随時審査し、且つ、指定介護機関が前条の規定によって請求することのできる介護の報酬の額を決定することができる。
- 2 指定介護機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により指定介護機関の請求することのできる介護の報酬の額を決定するに当っては、介護保険法に定める介護給付費審査委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定介護機関に対する介護の報酬の支払に関する事務を、国民健康保険団体連合会に委託することができる。
- 5 第1項の規定による介護の報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができない。
- ②第53条 都道府県知事は、指定介護機関の介護サービスの内容及び介護の報酬の請求を随時審査し、且つ、指定介護機関が前条の規定によって請求することのできる介護の報酬の額を決定することができる。
- 2 指定介護機関は、都道府県知事が行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により指定介護機関の請求することのできる介護の報酬の額を決定するに当っては、介護保険法に定める介護給付費審査委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定介護機関に対する介護の報酬の支払に関する事務を、国民健康保険団体連合会に委託することができる。
- 5 第1項の規定による介護の報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てをすることができない。

(報告等)

- ①第54条 都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定介護機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、指定介護機関若しくは指定介護機関の開設者その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定介護機関の開設者その他の従業者(開設者であった者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護機関について実地に、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。
- ②第54条 都道府県知事は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、指定介護機関若しくは指定介護機関の開設者その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定介護機関の開設者その他の従業者(開設者であった者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護機関について実地に、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(介護機関の指定等)

第54条の2 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作

成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

- 2 介護機関について、別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があったときは、その介護機関は、その指定又は許可のときに前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申し出をしたときは、この限りではない。
- 3 前項の規定により第1項の指定を受けたものとみなされた別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 第49条の2（第2項第1号を除く。）の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第50条及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第2項、第52条第1項及び第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 5 第49条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の指定（介護の予防・日常生活支援事業者に係る者に限る。）について、第50条、第50条の2、第51条（第2項第1号、第8号及び第10号を除く。）、第52条から前条までの規定は、第1項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第2項及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第2号から第7号までの及び第9号、第52条第1項並びに第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（告示）

第55条の3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

- 一 第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をしたとき。
- 二 第50条の2（第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 三 第51条第1項（第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定の辞退があつたとき。
- 四 第51条第2項（第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定を取り消したとき。

（大都市等の特例）

第84条の2 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

(2) 生活保護法施行令（抄）

（介護扶助に関する読替え）

第6条 法第54条の2第4項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条の2第1項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者を除く。以下この条において同じ。）
第49条の2第2項第4号及び第7号	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第49条の2第2項第8号	医療	介護
第49条の2第2項第9号及び第3項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第49条の2第3項第1号	医療	介護
第49条の2第3項第2号	医療扶助	介護扶助
	医療を	介護を
第50条	の医療	の介護
第51条第2項第1号	第49条の2第2項第1号から第3号まで	第49条の2第2項第2号又は第3号
第51条第2項第4号	診療報酬	介護の報酬
第51条第2項第5号	診療録，帳簿書類	帳簿書類
第51条第2項第9号及び第10号	医療に	介護に
第52条第1項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	国民健康保険	介護保険
第52条第2項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第53条第1項	診療内容及び診療報酬	介護サービスの内容及び介護の報酬
	診療報酬の額	介護の報酬の額
第53条第3項から第5項まで	診療報酬の	介護の報酬の
第54条第1項	医療扶助	介護扶助
	開設者若しくは管理者，医師，薬剤師	開設者
	診療録，帳簿書類	帳簿書類

第6条の2 法第54条の2第5項の規定による技術的読替は、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条の2第1項及び第3項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者に限る。）
第49条の2第3項第1号	医療	支援
第49条の2第3項第2号	医療扶助	介護扶助
	医療を	支援を
第50条	の医療	の支援
第51条第2項第4号	診療報酬	介護の報酬
第51条第2項第5号	診療録，帳簿書類	帳簿書類
第51条第2項第9号	医療に	支援に
第52条第1項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	国民健康保険	介護保険
第52条第2項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第53条第1項	診療内容	介護サービスの内容
	診療報酬	介護の報酬
第53条第3項から第5項まで	診療報酬の	介護の報酬の
第54条第1項	医療扶助	介護扶助
	開設者若しくは管理者，医師，薬剤師	開設者
	診療録，帳簿書類	帳簿書類

(3) 生活保護法施行規則（抄）

（指定介護機関の指定の申請等）

第10条の6 法第54条の2第4項において準用する第49条の2第1項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が、介護保険法第42条の2第1項若しくは第48条第1項第1号の指定又は同法第94条第1項の許可を受けている場合は、その旨
- 四 誓約書
- 五 その他必要な事項

2 法第54条の2第4項において準用する第49条の2第4項において準用する同条第1項又は法第54条の2第5項において準用する同条第1項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第34条の2第2項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては、当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第34条の2第2項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地、介護予防・日常生活支援事業者（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業（介護保険115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。）の所在地（次条において同じ。）を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、当該施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 三 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類
- 五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項、第58条第1項若しくは第115条の45の3第1項の指定又は同法第94条第1項の許可を受けている場合は、その旨
- 六 誓約書
- 七 その他必要な事項

（指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出）

第10条の7 法第54条の2第2項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事（国の開設した介護老人保健施設にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出することにより行うものとする。

- 一 介護機関の名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所
- 三 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類
- 四 法第54条の2第2項本文に係る指定を不要とする旨

（指定の告示）

第12条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3（同条第1号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日

- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地
 - 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地
 - 四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）
- (標示)

第13条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関は、様式第3号の標示を、その業務を行う場合の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第14条 法第50条の2（法第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第49条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第10条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所（生活保護法施行令第4条各号に掲げるものを含む。）又は薬局にあつては同条第2項各号（第6号を除く。）に掲げる事項とし、法第54条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第10条の6第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号（第6号を除く。）に掲げる事項とし、法第55条第1項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては、第10条の8第1項第1号及び第3号に掲げる事項（次項において「届出事項」という。）とする。

2 法第50条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項若しくは第75条の2第1項、医師法（昭和23年法律第201号）第7条第1項若しくは第2項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第1項若しくは第2項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第8条第1項若しくは第22条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10日以内に、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更等の告示)

第14条の2 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3（第2号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

(指定の辞退)

第15条 法第51条第1項（法第54条の2第4項及び第5項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(辞退等に関する告示)

第16条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3（第3号及び第4号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする

(介護の報酬の請求及び支払)

第18条 都道府県知事が法第54条の2第4項及び第5項において準用する法第53条第1項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令（平成12年厚生省令第20号）の定めるところにより、当該指定介護機関が行った介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定介護機関に対し、都道府県知事が介護保険法第179条に規定する介護給付費審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その介護の報酬を支払うものとする。

(4) 指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示191号)

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成12年4月19日 厚生省告示第214号
改正 平成17年 厚生労働省告示第449号
平成18年 厚生労働省告示第298号
平成20年 厚生労働省告示第172号
平成24年 厚生労働省告示第181号
平成30年 厚生労働省告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法（平成9年法律第123号）第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。